

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年 10月31日(火) 午後2時00分から午後2時48分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(17人)

会長

1番 白石勝敏
2番 吉永安圭美
3番 平野英明
4番 橋本一郎
5番 萩本一浩
7番 深田 智
8番 高野康喜
10番 有馬日夫
11番 門田静子
12番 森本 健
13番 宮山卓也
14番 松本秀昭
15番 木村秀子
職務代理者 16番 本田友治
17番 松田林一
18番 倉井正治
19番 吉田寛実

4. 欠席委員(2人) 6番 中村和人
職務代理者 9番 内田孝光

5. 出席推進委員(24人)

本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄
瀬本浩和

宮本光治郎
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第43号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第44号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第45号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第46号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第5 | 議案第47号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第6 | 議案第48号 | 農用地利用集積等促進計画案について |
| 第7 | 議案第49号 | 非農地証明願について |
| 第8 | 議案第50号 | 農地法第5条買受適格者証明（知事）について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
参事	橋本	周斉
主任	竹下	慎一

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。
総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。
ご発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。
総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。
それでは、ただいまから10月の総会を開会したいと思います。
本日は、内田委員、中村委員から欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
それでは、10月の農業委員会総会を始めます。

議 長

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名委員を指名します。5番、萩本一浩委員、7番、深田 智委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第43号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件、贈与による取得が6件ありました。

地目は、田2万2,937平方メートル、畑1,033平方メートル、計2万3,970平方メートルです。

内容につきましては議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号1番から3番については、権利目的が同一でありましたので、続けて説明させていただきます。

1番から3番、10月25日に倉井委員さんと申請地の確認を行いました。案件は、昭和の時代から譲渡人と譲受人がそれぞれ隣り合わせの農地を所有していて、面積もほぼ同一なことで、農作業の効率のよいように申請地を交換して農業を営んでおられました。今般、それぞれに後継者もできてきたので、名義変更の申請をすることになりました。申請地は井揚町で、周辺は農地だけであり、他の農地に悪影響はないと思われまます。御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

4番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。4番について説明します。

24日に森本委員と、現地確認、そして、買い手、売り手の方に会ってきました。買い手の方が規模拡大ということで、売り手の方に相談して、今回の申請になりました。

推進委員 た。別に問題はないと思います。

議 長 5番、金剛。

推進委員 金剛の有村です。
10月26日、木村農業委員さん、高木推進委員さん、3名で現地を確認いたしまして、規模拡大のために何ら問題はないと思われます、どうか、御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 6番、日奈久。

推進委員 日奈久地区担当の杉本です。6番について説明します。
25日、橋本委員と現地確認しました。譲渡人は、高齢で営農を続けるのは困難な状況です。譲受人は、いぐさ農家です。申請地は自宅の隣で、以前から譲受人が借りて耕作されていました。今回の申請も親族への贈与で、周辺農地への影響はないと思います。地元としては何も問題ないと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 7番、二見。

推進委員 二見の瀬本です。7番について説明します。
10月29日、平野農業委員さんと現地調査を行いました。場所は、二見下大野町の下大野川をはさんで、田5筆、畑2筆の7筆になります。
譲渡人は、現在、□□市に住まわられていて農業をされていません。そこで、譲受人さんとの話がまとまり、今回の申請になりました。譲受人は、同じ町内でブドウ栽培を行われていて、譲り受けたブドウ畑と水田で、規模拡大をされるもので、担当としては何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 8番、坂本。

推進委員 坂本担当の宮本です。申請番号8番について説明します。
9月25日、中村委員と譲受人、3人で現地確認をしました。申請地は坂本町百済来、旧〇〇〇〇小学校の裏手にあります。譲渡人と譲受人は親戚であり、譲受人の圃場と隣接する申請地を所有権移転するもので、問題はないものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 9番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号9番について説明します。

10月28日に、今回、生前贈与される農地を現地確認しました。

譲渡人は祖父で、譲受人は孫です。今回、祖父から孫への一括贈与の申請です。お孫さんは、現在、氷川町でWCS、ブロッコリー等を作り、農業経営を行っています。地元としては何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番及び2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、両案件については無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、現在までに周辺農地に悪影響を及ぼしていないこと、などから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。

事務局

なお、2番の案件は、先ほど御審議いただいた議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」4ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。

また、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、6ページをお願いいたします。

4番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

5番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

下の7ページをお願いします。

7番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、8番、9番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。

1番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の□□□□□□より西へ△△△メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第46号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第46号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項に規定による農用地利用集積計画を、議案書8ページから21ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が21件、面積は8万9,214平方メートル、所有権移転が6件、面積は2万9,966平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月11月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は11月14日火曜日に実施いたします。

関係する地区は、沖町、千丁町古閑出、鏡町内田、鏡町北新地です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第47号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第47号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書22ペ

事務局

ージから24ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、賃借権設定が4件で、面積は3万325平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第47号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第48号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第48号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書25ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聞くというものです。

今回の案件は、更新が1件、配分先の変更が1件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の規定されている農用地等の効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

また、申請番号1番の受け人は、一般法人ですが、法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作に常時従事すると判断されます。

議案第48号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり

議 長

決定することといたします。

次に、議案第49号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第49号、非農地証明願について、議案書26ページのとおり付議します。

今月の申請は4件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明いたしました。

固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和26年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和5年10月20日に八千把地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

2番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田であることが判明しました。

現地は山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和5年10月20日に二見地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

3番の案件は、雑種地であることの証明願です。

申請地は、令和2年7月4日、熊本豪雨により被災した農地であり、現在の地目が畑であることが判明しております。

現地は土砂が流入し、復興事業のため重機でならしているものの、農地として復旧することが著しく困難と認められる場合に該当し、令和5年10月23日、坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

4番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明いたしました。

固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和27年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和5年10月20日に鏡地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

ご審議方お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は、古閑浜町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より東へ△△△メートル行ったところで、先ほど事務局から説明がありましてとおり、固定資産課税台帳記載事項証明書を確認し、10月20日に農業委員の萩本さんと事務局の竹下さんと現地調査を行った結果、現地は現在、住宅が建っており、また、駐車場並びに資材置き場として利用されているところなので、非農地としても何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

2番、二見。

推進委員

二見の瀬本です。2番について説明します。

先ほど事務局から説明がありましてとおり、10月20日に平野農業委員さん及び事務局職員の4人で現地調査を行った結果、現地は竹林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

3番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号3番について説明します。

先ほど事務局から説明がありましてとおり、10月23日、事務局職員2名、中村委員と計4人で現地調査を行った結果、現地は土砂で埋め立てられており、雑種地の様相を呈しており、非農地として何ら問題はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

4番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。4番について、説明します。

10月20日、本田農業委員さん、事務局職員の方、私、3人で現地確認しました。現地は現在、住宅が建っており、非農地として何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第50号、農地法第5条買受適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第50号、農地法第5条買受適格者証明について、議案書27ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

まず、買受適格者証明について説明いたします。

農地の競売と許可制度との相互の円滑化を図るため、買受適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみが競売に参加できるとされています。

最高価買受申出人となった者が、農地法の規定により権利移動の許可が受けられなければ、競売がやり直しになることから、あらかじめ競売の参加者を農地法上の農地等の権利取得資格を有する者に限定しています。

判断基準は、農地法5条許可申請の可否と同趣旨により行います。

証明書の交付後、競売に参加して最高価買受申出人となった者は、農地法5条の許可申請を行うこととなります。

次に、申請地について説明いたします。

買受適格証明願の申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分されること、また、農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、証明書の交付は可能と判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。1番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。申請番号1番についてご説明いたします。

25日、有馬委員とともに申請地の確認へ行きました。

場所は、上日置町、〇〇〇小学校より東へ△△△メートルに位置します。受け人候補者の方が、落札後、宅地分譲地として考えておられます。申請地は十数年前より耕作放棄され、荒地でビニールハウスなどの工作物などがあります。周辺住民より、

推進委員

以前、苦情もあり、対応に苦慮しておりました。近年、住宅地化が進み、周辺農地も少なくなり、影響はないと考えられます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、証明書の交付を許可いたします。

本日の予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。

これをもちまして、10月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年10月31日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____